

福津市地域密着型サービス
運営推進会議開催の手引き

【令和4年11月作成】

【令和6年12月一部追加】

福津市高齢者サービス課介護事業所指導係

1 運営推進会議とは

(1) 運営推進会議の趣旨

事業所で提供しているサービス内容の報告、実施した行事や発生した事故の報告等を行い、評価や助言を受けることにより、サービスの質の向上を図ることが主な目的です。

さらに、事業所独自の取り組みや地域包括ケアの推進に資するテーマで意見交換したり、認知症ケアについて情報共有したりする等、メンバーで話し合い、創意工夫することは、運営推進会議の活性化につながります。

(2) 対象サービス

地域密着型サービスのうち、下記のサービスは厚生労働省令により運営推進会議の設置及び開催が義務付けられています。

サービス種別	開催回数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね <u>2月に1回以上</u>
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	おおむね <u>6月に1回以上</u>
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (※)	おおむね <u>6月に1回以上</u>

※運営推進会議に代わって、「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

(3) 運営推進会議の構成員

運営推進会議の構成員は以下のとおりです。

1. 利用者、または利用者の家族
2. 地域住民の代表
3. 市の職員、または地域包括支援センターの職員 ←福津市は両者
4. 当該サービスについて知見を有する者

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、上記に加えて「地域の医療関係者」が構成員となります。

2 運営推進会議で話し合うこと

運営推進会議に対して、「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く」ことが求められています。事業所からの報告だけで終わるのではなく、できる限りお互いが意見交換をできるような会議となるよう、会議運営に配慮することが必要です。

活動状況の報告については、会議の構成員が理解できないような表現（例えば、専門用語や略語の使用）はなるべく避けるようにしましょう。また、「要望」や「助言」等について、各委員が気軽に発言できる環境づくりに努めましょう。運営推進会議は、地域の役員の方等にも参加していただいていることと思います。事業所等の活動、取り組みや助けがほしい情報等を積極的に出すことにより、地域からの情報を得られたり、課題解決の糸口が見つかったりするかもしれません。運営推進会議は、地域とつながる場の一つでもあります。積極的に活用しましょう。

【 活動状況の報告についての例 】

- 事業所の運営方針や特色
- 運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均介護度の推移、入退所の状況等、小規模多機能型は通所・訪問宿泊等の利用回数等）
- 自己評価、自己点検結果およびその改善措置
- 苦情、事故、ヒヤリハット事例及びその対応状況や再発防止策等の取り組み
- 研修その他従業員の資質向上のための取り組みの状況
- 人員体制や人事異動に関すること
- 事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- 地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- 非常災害時における施設等の対応計画と訓練の実施状況、また訓練を通して施設が抱える課題とその対応策等
 - ※災害時については、どのような計画を持ち、どのような職員研修を行っているか、また実際に災害が起こった際に、とり得る行動計画の公表。消防署が訓練に立ち会った際の避難訓練への講評、課題・その改善策等
- 非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
- 前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
- 前回の会議において見出された課題・問題点等に対する（改善）状況等

【 その他、会議における議題の例 】

- 地域との交流を深めるための今後の取り組みについて
- 地域における高齢者の社会参加の促進について
- 地域における高齢者を取り巻く環境・課題及びその支援活動について
- 自治会や老人会、子ども会等との交流やイベントの共同開催について

※特に運営推進会議を活用した外部評価を行う事業所は、各会議において、外部評価の判断に資する情報提供等を行ってください。

3 会議録の作成・公表・保存について

当該会議での報告、評価、要望、助言等について記録（議事録）を作成することが義務付けられています。会議に参加していないご家族や近隣の方が、どのような会議であったかが分かるように記録を作成し、当該記録を公表してください。記録の公表方法については、事業所内の見やすい場所に掲示する（ファイルでの設置可）ほか、法人等のホームページへの掲載を行う等してください。なお、会議の記録は、公表の日から5年間保存してください。

※保存期間は福津市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例による

4 運営推進会議等を活用した評価の実施について

平成27年4月1日の介護保険制度改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、外部評価機関による評価から、事業所による自己評価を運営推進会議（単独開催に限る）に報告し、そこで評価を受けるという方法に変更されました。

また、令和3年度の改正により、認知症対応型共同生活介護事業所については、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議（単独開催に限る）を活用した評価のいずれかの方法を選択できるようになりました。ただし、運営推進会議を活用した評価については、外部評価の実施頻度を2年に1回とする緩和申請の要件に該当しません。運営推進会議を活用する場合は、毎年、実施することが必要です。

認知症対応型共同生活介護事業者で、外部機関による外部評価を行い、緩和申請により、外部評価が2年に1回に緩和された場合であっても、自己評価は毎年、実施することが必要です。自己評価は緩和されませんので、ご注意ください。

新規開設事業所等（認知症対応型共同生活介護）

運営推進会議を活用した外部評価が可能になりましたが、新規開設事業所等については、少なくとも、2年程度は外部評価機関による評価を行ってください（福津市判断）。認知症対応型共同生活介護において、2年に1回の緩和申請を行う場合は、5年継続して外部評価機関の評価を受けていることが必要です。

■運営推進会議を活用して評価を行う場合の例

1. 職員各自による自己評価

2. 1を受けて、事業所としての自己評価をまとめる

3. 運営推進会議に自己評価結果を説明。自己評価結果で取り組むことができ ていない項目は、運営推進会議で対応策等を話し合う

※各職員（個人名の提示は不要）がどのように感じているか、自己評価として、例えば、「十分にできている」と答えた職員は何人か等、どの段階として認識していて、最終的に、事業所としての当該自己評価に至ったかについても説明をお願いします。

4. 外部評価の実施

5. 運営推進会議各委員から評価を受けて、事業所は外部評価結果をまとめる

6. まとめた結果について、運営推進会議の了解を得る

※運営推進会議の会議のうち、1回を外部評価の会議とし、自己評価結果の説明及び外部評価を行う場合、各委員が評価するにあたり、時間を要することが想定されるため、次のような工夫をして、実施することは差し支えありません。

【工夫の例】

- ・外部評価当日の会議時間を通常よりも長く設定しておく。
- ・外部評価に先立ち、自己評価結果説明までを行い、外部評価表を各委員に配布し、次の会議までに各委員が評価について、検討してきた上で、各委員から意見をもらい、外部評価結果としてのまとめの確認まで行う（最終的な内容確認は、再度行い、了承を得ることで可）。
- ・外部評価に先立ち、自己評価結果説明までを行い、外部評価表を各委員に渡し、郵送等により、評価表を回収。事業所において、評価結果をとりまとめた上で、会議時に各委員の意見をもらい、修正があれば修正を行い、内容についての了承を得る。

7. 外部評価結果の公表

- ・利用者及び利用者の家族へ提供。
- ・いずれかによる公表。
介護サービス情報公表システム、法人ホームページへの掲載、WAMNETの利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口への掲示等。（市町村窓口への掲示にて公表する際には介護事業所指導係へ提出ください。）

運営推進会議に関するQ & A

Q 1 当該会議の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような方になりますか。

A 1 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられるとされています。（厚生労働省の解釈通知）

Q 2 当該会議の構成員とされている「当該サービスについて知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等がある方を言いますか。

A 2 知見を有する者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等も含め、当該サービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べるができる者とされています。
(厚生労働省 運営推進会議に関するQ & A)

Q 3 運営推進会議には、すべての構成員が毎回参加することが必要ですか。

A 3 毎回、すべての委員が参加しなければならないということはありません。会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足ります。ただし、認知症対応型共同生活介護事業所の運営推進会議のうち、令和3年度改正により導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員または地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須です。

Q 4 運営推進会議の議題に困っています。どんなことを話したらいいですか。

A 4 運営推進会議を開催する主体は、事業者です。市の職員や地域包括支援センターの職員が参加していますが、事業所の日頃の取り組み、利用実績、運営していく上で課題と感じていること等を率直に出していただいて構いません。地域に対して事業所ができること、また、逆に力を貸してもらいたいことを話すのも良いでしょう。事業所も地域の一員として、そして、事業所で行われるケアがよりよい方向へ向かうために、みんなで一緒に考えていく、それが運営推進会議です。議題の例は、本資料に掲載しているものを参考にしてください。もちろん、これ以外のテーマを設けても構いません。
運営推進介護を活用して、外部評価を行うこととなっている事業所については、通常の運営推進会議の中で、例えば、災害に対する取り組みを議題に設けて、意見交換を行うことも考えられます（避難訓練の実施状況報告に限らず、事業所の計画策定状況やその内容、職員研修等を含む）。運営推進会議は、地域とのつながりを持つ場です。この機会を積極的に活用し、地域に根差した事業所を目指してください。

Q5 外部評価を行った結果は、どのように活用されますか。

A5 外部評価の結果は、利用者がサービスを適切に選択することでサービスの質の向上を図るための、サービス選択・決定に資する情報として活用されます。

Q6 令和3年度改正により、認知症対応型共同生活介護における第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされましたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱えますか。

A6 その通りです。令和3年度の改定は、運営推進会議の開催頻度について、従来のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する会議としてよいという意味です。

Q7 事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられていますが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができますか。

A7 できません。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られます。

外部評価の実施の免除申請に係るQ & A（認知症対応型共同生活介護）

Q8 3年前に事業所を開設したばかりですが、毎年、外部評価は実施しています。外部評価実施回数の緩和の申請はできますか。

A8 5年間継続して外部評価を実施していることが必要です。このため、申請ができるのは、事業を開始してから5年を経過してからとなります。

Q9 今年度はまだ外部評価を実施していませんが、それ以前は継続して5年間、外部評価を実施しています。今年度、実施しなくても申請はできますか。

A9 外部評価は、直近の5年間について、継続して実施する必要があります。このため、今年度の実施免除が認められていない事業所の場合、今年度分も外部評価を実施しなければ、5年間継続しているとは認められません。ただし、申請書を提出する時点で、評価が完了していなくても申請することは可能です。

令和4年11月作成

福津市高齢者サービス課介護事業所指導係